神戸市個人情報保護条例における「削除請求権」、「是正の申出」と行政機関法における「利用停止請求権」

（注）市条例「神戸市個人情報保護条例」，法「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」

請求権を行使できる場合		市条例					利用停止請求権（法36条）		
		削除請求権（市条例22条2項）	是正の申出（市条例26条）必要措置						
		削除（取扱い違反）	利用停止	削除（取扱い違反）	提供停止	その他必要措置	利用停止	消去	提供停止
市条例・行政機関法	適法かつ公正な手段により収集されていないとき（市条例7Ⅰ） 個人情報が適法に取得されたものでないとき（法36Ⅰ①）	○（22Ⅱ）	－	－	－	－	○（36Ⅰ①）	○（36Ⅰ①）	－
	必要な範囲を超えた収集（市条例7Ⅰ） 利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき（法3Ⅱ）	○（22Ⅱ）	－	－	－	－	○（36Ⅰ①）	○（36Ⅰ①）	－
	事務目的以外の目的のために利用されているとき（市条例9Ⅰ） 利用目的以外の目的のために利用されているとき（法8Ⅰ、Ⅱ）	－	○（26）	○（26）	－	○（26）	○（36Ⅰ①）	○（36Ⅰ①）	－
	事務目的以外の目的のために提供されているとき（市条例9Ⅰ） 利用目的以外の目的のために提供されているとき（法8Ⅰ、Ⅱ）	－	－	○（26）	○（26）	○（26）	－	－	○（36Ⅰ②）
市条例	本人からの収集原則に違反して収集したとき（市条例7Ⅱ） センシティブ情報の収集制限に違反して収集したとき（市条例7Ⅲ）	○（22Ⅱ）	－	－	－	－	－	－	－
オンライン結合の制限に違反して提供したとき		－	－	－	－	－	－	－	－